



関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部改正（案）について

令和 6 年 1 月 25 日

本 部 事 務 局

1 趣 旨

国家公務員の給与に関する人事院勧告及び各府県市の人事委員会勧告を踏まえ、所要の改正を行う。

2 改正内容

関西広域連合会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定を新設する。

	6 月期	12 月期
令和 6 年度以降	1.025 月 (改正前 なし)	1.025 月 (改正前 なし)

3 施行日

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

4 条例改正案

別紙のとおり

5 今後の予定

令和 6 年 3 月 2 日 広域連合議会に条例案提出

関西広域連合条例第 号

関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例（令和元年関西広域連合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「期末手当」の右に「、勤勉手当」を加える。

第 2 条第 1 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、「、期末手当」の右に「、勤勉手当」を加える。

第 2 章の章名中「期末手当」の右に「、勤勉手当」を加える。

第 7 条第 1 項中「死亡したパートタイム会計年度任用職員」を「死亡した任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員」に改め、同条第 2 項中「としての任期」の右に「（任命権者（法第 6 条第 1 項に規定する任命権者をいう。次条第 2 項及び第 10 条において同じ。）を同じくするものに限る。次条第 2 項、第 22 条第 2 項及び第 3 項並びに第 24 条の 2 第 2 項及び第 3 項において同じ。）」を加え、「（任命権者（法第 6 条第 1 項に規定する任命権者をいう。）を同じくするものに限る。第 22 条第 2 項及び第 3 項において同じ。）」を削る。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第 7 条の 2 第 24 条の 2 の規定は、任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員（1 週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして別に定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、同条第 5 項中「それぞれその基準日現在において任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前 6 箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して別に定める額を除く。）の 1 月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 任期の定めが 6 月に満たないパートタイム会計年度任用職員の 1 会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めが 6 月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6 月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6 月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が 6 月以

上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

第24条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第24条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項、第4項及び第5項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間における当該フルタイム会計年度任用職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めが6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

4 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に当該フルタイム会計年度任用職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

5 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

6 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第23条中「前条第1項」とあるのは「第24条の2第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第24条の2第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第24条の2第1項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表（案）

改正後	現 行
目次 第 1 章 省略 第 2 章 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び費用弁償（第 3 条―第12条） 第 3 章 省略 第 4 章 省略 附則 第 1 章 総則 第 1 条 省略 （会計年度任用職員の給与） 第 2 条 前条の給与とは、法第22条の 2 第 1 項第 1 号により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、<u>報酬、期末手当及び勤勉手当</u>をいい、同項第 2 号によって採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び退職手当をいう。 2・3 省略 第 2 章 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び費用弁償 第 3 条～第 6 条 省略 （パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第 7 条 第22条から第24条までの規定は、任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員（1 週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして別に定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、第22条第 5 項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前 6 箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して別に定める額を除く。）の 1 月当たりの平均額」と読み替えるものとする。 2 任期の定めが 6 月に満たないパートタイム会計年度任用職員の 1 会計年度内における会計年度任用職員としての任期（<u>任命権者（法第 6 条第 1 項に規定する任命権者をいう。次条第 2 項及び第10条において同じ。）</u>を同じくするものに限る。次条第 2 項、第22条第 2 項及び第 3 項並びに第24条の 2 第 2 項及び第 3 項において同じ。）の定め合計が 6 月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。	目次 第 1 章 省略 第 2 章 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当_____及び費用弁償（第 3 条―第12条） 第 3 章 省略 第 4 章 省略 附則 第 1 章 総則 第 1 条 省略 （会計年度任用職員の給与） 第 2 条 前条の給与とは、法第22条の 2 第 1 項第 1 号により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、<u>報酬及び期末手当_____</u>をいい、同項第 2 号によって採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、期末手当_____及び退職手当をいう。 2・3 省略 第 2 章 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当_____及び費用弁償 第 3 条～第 6 条 省略 （パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第 7 条 第22条から第24条までの規定は、任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員（1 週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして別に定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、第22条第 5 項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した_____パートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前 6 箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して別に定める額を除く。）の 1 月当たりの平均額」と読み替えるものとする。 2 任期の定めが 6 月に満たないパートタイム会計年度任用職員の 1 会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が 6 月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期（<u>任命権者（法第 6 条第 1 項に規定する任命権者をいう。）</u>を同じくするものに限る。第22条第 2 項及び第 3 項において同じ。）の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 省略 (パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第7条の2 第24条の2の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして別に定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、同条第5項中「それぞれその基準日現在において任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して別に定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。 2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。 3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。 第8条～第24条 省略 (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第24条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項、第4項及び第5項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間における当該フルタイム会計年度任用職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。 2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。 3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。 4 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に当該フルタイム会計年度任用職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用	3 省略 (新設) 第8条～第24条 省略 (新設)
--	--

職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。） <u>において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</u> 5 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。 6 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第23条中「前条第1項」とあるのは「第24条の2第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第24条の2第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第24条の2第1項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。 第25条以下 省略	第25条以下 省略
--	------------------